

## 地方財政制度の国際比較\*1\*2

平川伸一\*3

御園 一\*4

岡部真也\*5

### 要 約

- ①多くの国で、州・地方政府は、州・地方税を主要な財源として、教育や福祉関係の歳出を行っている（現金給付は連邦や州政府、現物給付は州・地方政府という役割分担が多い）。我が国は、国民負担に占める地方税の比率は相対的に高いものの、一般交付金や特定補助金を含めた地方歳入に占める地方税の比率は低く、一般交付金や特定補助金を原資に、土木、農林水産、商業、工鉱業などの歳出を行っている傾向が強い。
- ②日本を例外として、単一制国家では、国・地方の課税ベースの重複は少ない。連邦制国家では、連邦と州の課税ベースの重複は多いが、連邦・州と市町村等との課税ベースの重複は少ない。日本を例外として、多くの国で自治体間の税率格差は大きく、地方自治体が自らの裁量で財源を調達し、自らの歳出に対して責任持つという、自治体の行政サービスの質とそれに対する住民の評価をつなげる機能を有していることが考えられる。
- ③アメリカを除き、財政調整制度を通じて財政力の格差を縮小する仕組みが存在する。しかし、住民一人当たりの歳入を大幅に逆転するような調整を行っているのは日本と、ドイツにおけるベルリンなどの都市州に対する調整しかない。
- ④多くの国で、国民負担抑制の観点から、政府全体としての地方歳出をコントロールする仕組みが存在する。日本では地方債発行のコントロールの仕組みなどは存在するが、地方交付税等により財源保障する仕組みのなかで、地方歳出に対する制度的な規律は限定的なものとなっている。

キーワード：国際比較，地方税，財政調整，財政規律

JEL区分：H71，H74，H77

\*1 本稿に示された意見はすべて執筆者個人に属し、財務省、関東財務局、内閣府、あるいは財務総合政策研究所の見解を示すものではない。

\*2 本稿の研究は財務総合政策研究所のディスカッションペーパー「財政調整制度と地方自治体の財政規律に関する国際比較」（2009年11月）に負う部分が大きく、その意味では財務総合政策研究所研究部（当時）の和佐健介主任研究官、加藤千鶴主任研究官、龍岡資隆上席研究員、大森真人研究員、渡部大研究員、高畑純一郎研究員、片岡拓也研究員も本稿の実質的な執筆者である。ただし当然のことながら、今回の取りまとめの文責は平川、御園、岡部の3名に帰する。和佐、加藤、龍岡、大森、渡部、高畑、片岡の各氏には厚くお礼を申し上げたい。

また、論文検討会議において、土居丈朗先生（慶応義塾大学）、沼尾波子先生（日本大学）、林正義先生（東京大学）から貴重なコメントをいただいたことに厚くお礼を申し上げたい。ただし今回の原稿では対応できなかった部分があり、お詫び申し上げますとともに、今後の宿題にさせていただきたい。

\*3 財務省関東財務局甲府財務事務所長（前財務総合政策研究所総括主任研究官）

\*4 内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付参事官（経済見通し担当）付参事官補佐（前財務総合政策研究所主任研究官）

\*5 財務省財務総合政策研究所研究員

## I. はじめに

諸外国をみても、国と地方の政府の役割分担や地方税財政に関する制度の見直しを行っている国は決して少なくない。

例えばフランスでは、地方自治体改革委員会(バラデュール委員会)が、重複かつ錯綜した地方自治体の数を減らし、権限配分を簡素化し、地方税制を改革することなどを内容とする報告書を2009年3月に共和国大統領に提出しており、これを受けて地方自治体改革法案が2010年5月25日に国民議会に提出され、国会審議が続けられている(2010年10月末現在)ところである。EUの安定成長協定に基づく報告書においても、この法律が、拡大を続ける地方歳出の伸び抑制を通じて、地方自治体が一般政府財政の基盤を強化するために積極的な役割を果たすことへの期待が表明されている<sup>1)</sup>。

財務総合政策研究所研究部では、「主要国の地方税財政制度(イギリス・ドイツ・フランス・

アメリカ)」柴田啓司・近藤賢治・大和田雅英・美作達朗・江南喜成(2001)、これにスウェーデン、カナダの2か国を加えた「地方財政システムの国際比較」渡部智之・近藤賢治(2002)において、地方財政制度の詳細な比較・検討を行っている。しかしその後、大小を含め多くの国で制度の見直しが行なわれる中、更なる情報資料の収集・分析を続けてきたところである<sup>2)</sup>。

本稿は、既存の調査研究の成果、蓄積を基に、最近の制度の改正や見直しを織り込んだところで、改めて各国の制度にかかる比較・検討を加えるものである。これにより各国が、歴史的な経緯もあって生まれた重複や錯綜などの様々な課題にどのように対処してきており、全体としてどのような方向が目指されているのかを明らかにしたい。対象国は、渡部・近藤(2002)を踏襲し、イギリス、フランス、スウェーデン、ドイツ、アメリカ、カナダの6か国とする。

## II. 地方行政制度と地方財政の概観

### II-1. 地方行政制度の概観

#### II-1-1. 地方自治体の組織(図1)

今回取り上げる国のなかで、イギリス、フランス、スウェーデンは単一国家、ドイツ、アメリカ、カナダは連邦国家に分類される。

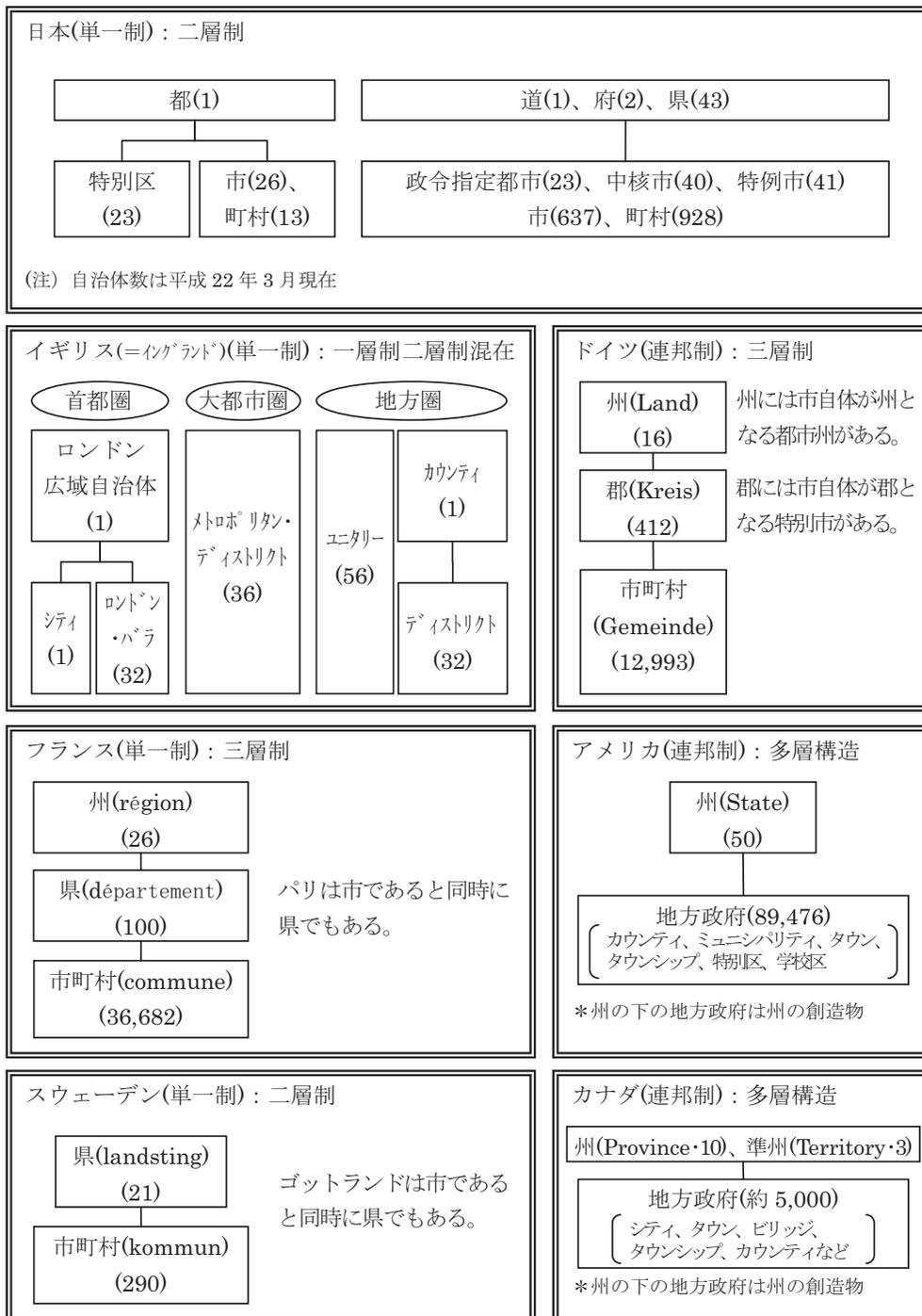
イギリスは、独自の議会と政府を持つスコッ

トランド、ウェールズ、北アイルランドを広域自治体と解釈することも可能であるが、通常は、地域の議会と政府を有しないイングランドの制度を記述することによって、基礎自治体の1層、または非大都市圏や首都圏で広域自治体を有する2層制の単一国家と説明されている。フラン

1) FRANCE STABILITY PROGRAMME 2010-2013 (JANUARY 2010) P.21

2) 「主要諸外国における国と地方の財政役割の状況」報告書」林正義・小黒一正・石田三成・砂原庸介・橋都友加子・森下昌浩・山崎由希子・工藤裕子・Jean François Tremblay (2006) は、国と各レベルの地方政府の役割分担を中心に詳細かつ幅広い調査研究をしており、「財政調整制度と地方自治体の財政規律に関する国際比較」平川伸一・和佐健介・加藤千鶴・御園一・龍岡資隆・大森真人・渡部大・高畑純一郎・片岡拓也(2009) は、内容を絞って最新の状況を調査研究したものである。

(図 1) 各国の州・地方自治体の構成と自治体の数



(出所) 各国政府ホームページ

スは3層制の単一国家であり、スウェーデンはわが国と同様に2層制の単一国家である。なお、フランスのレジオンは州と訳されているが、国の地方機関を改組してつくられた広域自治体に過ぎない。

これに対し、ドイツは、連邦の権限がドイツ連邦共和国基本法に列挙された事項に限られ、16の州の権限が残余的に決定される3層制（州内2層制）の連邦国家である。また、アメリカは、50の州が合衆国憲法で禁止された以外の全事項について権限を持つ3層制（州内2層制）、および一部で2層制（州内1層制）の連邦国家である。カナダは、州がカナダ憲法で列挙された項目について権限を有する2層制（州内1層制）、および一部で3層制（州内2層制）の連邦国家である。

## II-1-2. 地方自治体の数等

欧州の基礎自治体は、そもそも中世の教会を中心とした教区という極めて狭い組織区分に発しており、その数は極めて多く、人口等の規模は極めて小さいところが多かった。しかし、イギリス、スウェーデンでは積極的な合併政策が採用され、広域行政組織により対応したフランスなどの国との規模の差は極めて大きなものとなっている<sup>3)</sup>。欧州における合併政策は、最適な規模により行政課題に対応するとの地方分権の考え方に基づくものであったが、行政権限の行使に関する透明性の向上や、財政面での合理化といった課題にも対応するものと評価されている。

アメリカやカナダは、州により地方自治体組織が異なり一概に比較はできないが、州政府の人口や面積は比較的大きなものとなっている。

## II-1-3. 地方自治体の役割分担

### ①義務教育

義務教育を中央政府や連邦政府が直接に提供

している国はなく、全ての国で州・地方政府の所掌となっており、州・地方政府の主要な歳出項目の1つとなっている。

フランスでは教職員（国家公務員）の配置、カリキュラム等の権限は国が保持しているが、個々の学校の設置・運営・管理などの権限は、内容により3層の地方自治体に委譲されている。イギリスでも運営は地方教育当局が行っている。

他方、ドイツでは、州政府が義務教育の基準を定め、学校の運営は郡、特別市、市町村に委ねられている。

またアメリカでは、学校の運営だけに特化した自治体（学区）の権限が非常に大きく、学区区ごとに始業・終業日、学年進級の区切り等が異なっており、また州ごとに義務教育の年限も異なるなど、極めて分権的である。

### ②医療

医療は国により制度の違いが大きいが、特に供給面で地方自治体ないしは地域の機関の果たす役割が大きくなってきている。一方、社会保険や税財源等の医療費に関する公的な制度は国レベルで策定されているが、福祉サービスとの連携などが重視されてきている中で、資金配分等を地域レベルで分権的に決定する必要性が高まっている。

イギリスでは、税財源を中心とする予算が全国152のプライマリ・ケア・トラスト（PCT）に配分されており、PCTは独立的な組織として、自ら策定した計画に基づき、地域の診療所や病院等と契約して予算を配分したり、サービスを提供したりしている。PCTは地方自治体が提供する福祉サービスとの関係も強めており、資金やサービス提供組織の統合の動きも進みつつある。

社会保険方式のフランスにおいても、地方自治体が提供する高齢者ケアなどとの関係を重視

3) フランスのパラデュール委員会の報告書（Comité pour la réforme des collectivités locales（2009））によると、「1950年から2007年までの間に、コミューンの数をドイツは41%、イギリスは79%減少させたが、フランスは5%減少させたにとどまった」。

して、国、医療保険、地方公共団体、利用者を代表する評議会の下で、地域保健医療計画に基づく医療供給の管理が行われている。

スウェーデンは、県（ランスタング）が税財源に基づき医療施設を設置・運営している。

ドイツでは、地域の医療計画は州レベルで決定されており、病院の経営の統治にも州が責任を負っている。

アメリカは、高齢者と障害者を対象とする公的医療保険制度のメディケアは連邦政府の下で運営されているが、貧困者を対象とするメディケイドは州政府が提供している。医療計画の策定権限は州政府が有し、病院や高額医療機器の設置や、州によっては診療所の設置などについても州政府が規制している。また、医師免許も州政府により付与される。

カナダにおいても、医療は州の責任であり、州ごとに制度は異なるが、連邦政府が統一的な基準を満たすことを条件に補助金<sup>4)</sup>を交付しており、全体としての統一や水準が保たれている。

### ③福祉

イギリスでは、所得補助などの現金給付は国が所掌しており、高齢者や障害者に対する対人社会サービス（コミュニティ・ケア）は、児童福祉とともに、国の設定した基準の下、カウンティ、ユニタリー、メトロポリタン・ディストリクト、ロンドン・バラ等が提供している。国民医療制度（NHS）との協力も進展している。

ドイツでは、連邦が介護保険を提供している一方で、社会扶助（生活保護）や高齢者・障害者基礎保障は郡（郡格の特別市含む）がそれぞれの制度を自己財源によって運営している。

フランスでは、国の設定した基準の下で、原則として現金給付については県、現物給付については県と市町村の財源によって給付されている。

スウェーデンでは、社会サービス法（国法）

により、県が一般財源から給付している。

アメリカでは、包括的な社会福祉制度は存在せず、高齢者、障害者、児童等、対象者の特性に応じて、補足的所得保障、貧困家庭一時扶助等の制度が分立しており、前者は連邦が運営主体、後者は連邦政府からの特定補助金を受けた上で州が運営主体となっている。

また、カナダでは憲法上、社会福祉は州の所管とされているが、医療同様に州の独自財源では賄えないことから、連邦のブロック補助金（社会福祉交付金 CST）が交付されている。

### ④警察

単一制の国では、フランス<sup>5)</sup>、スウェーデンで国の所掌となっており、日本（県）、イギリスでは地方が所掌している。

連邦制の国では、ドイツは州が所掌している。アメリカでは、連邦、州、地方政府のいずれもが独自の警察を有している。また、カナダでは憲法上、州内の法の執行は州の権限とされ、連邦、州、地方政府のいずれもが独自の警察を有する権利を持つ。しかし、州警察を持つ州は2州（オンタリオ州、ケベック州）に過ぎず、地方政府警察も大都市中心であり全ての地域をカバーしている訳ではない。州警察、地方政府警察がカバーしていない地域は、各々連邦警察、州警察がその役割を担っている。

### ⑤道路

道路については、各国とも、道路の規模に応じて、州、地方それぞれが所掌している。幹線道路については、国が所掌しているところもある。

イギリスでは、国の道路当局が管理する幹線道路を除き、地方政府が計画し、整備を行っている。フランスでは、国の国土全体に及ぶ開発権限の下で、国と州や県が契約を結び整備を行っている。市町村もコミュニケーション道路の建設、管

4) 1971年に連邦政府の関与の下で国民皆保険を実現。その財源として州税を充てるほか、連邦政府からのブロック補助金（医療交付金 CHT）が配分されている。

5) フランスは交通安全等に限定された市町村警察も存在する。

理を行っている。アメリカの幹線道路は、国道及び州間高速道路であり、前者は国有、後者は州有となっている。カナダの幹線道路は、カナダハイウェイ、米加間高速道路、州間高速道路、その他の高速道路であるが、前3者は国有、その他の高速道路のみが州有となっている。

## II-2. 経済の中での地方財政のウェイト(図2)

一般政府の国民負担率(GDP比)をみると、スウェーデン、フランス、ドイツ、イギリス、カナダ、日本の順になっている。

しかし、州・地方政府の規模についてみると、医療費を州や県が負担しているスウェーデンとカナダは大きいですが、これを除くと日本は、連邦国家であるドイツ、アメリカに遜色のない大きさであり、国に対する州・地方の比率は連邦国家のそれとあまり変わらないものになっている。

## II-3. 地方自治体の歳入・歳出構成

各国政府の統計には、項目の分類方法や定義、

会計基準の違いが存在し、単純な比較は困難であるので、以下では国ごとに歳入・歳出構成を見ていく。

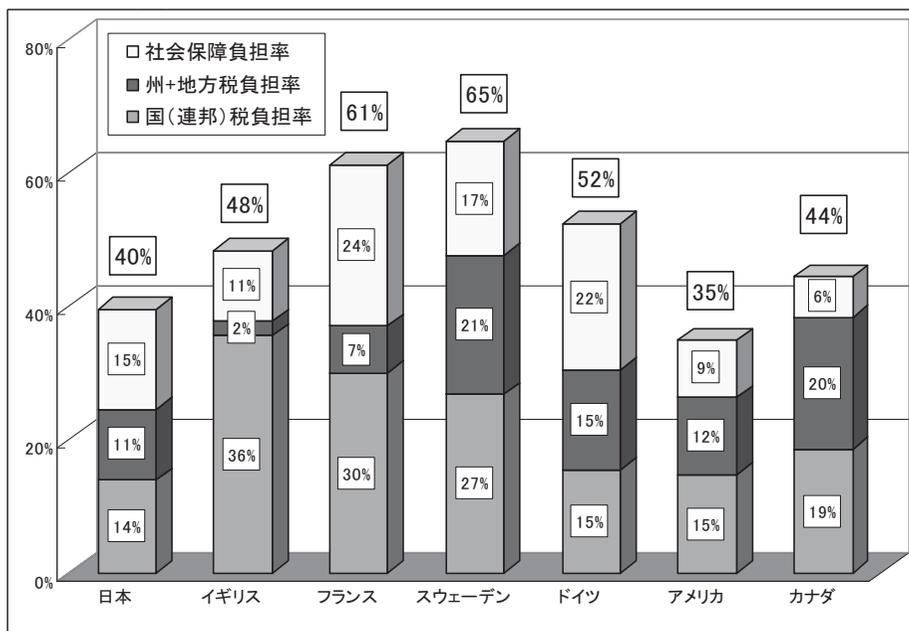
### ①日本

歳入(平成20年度)は、地方税が34.9%、一般交付金(地方譲与税, 地方交付税)が18.1%、特定補助金(国庫支出金, 国有提供施設等所在市町村助成交付金)が15.2%、起債収入が10.8%、その他21.0%の構成比になっている。歳入に占める地方税収の比率はイギリスに次いで小さい。

歳出(平成20年度)では、教育(18.0%)や民生(19.9%)、衛生(6.6%)といった項目のウェイトが大きいのは他の国と同様である。土木は低下してきている(平成10年21.9%→平成20年14.4%)ものの、農林水産(6.4%)、商業・工鉱業(6.2%)とともに我が国において特徴的にウェイトの大きい項目である。

### ②イギリス

(図2) 国民負担率(2007年)



出所)「国民経済計算」, National Accounts (OECD), Revenue Statistics (OECD).

歳入（2008年度経常収入）は、地方税収の比率（24.0%）が他国に比べ極端に低いが、これは1990年に、法人に対する課税を国税化し、交付金として再配分する制度改革を行なったためである。

歳出（2008年度経常支出）は、教育（37.0%）、社会福祉（17.4%）、住宅（14.3%）、警察（10.9%）などのウェイトが大きくなっている。

### ③フランス

歳入は、地方税減免分を補填する交付金が地方税に含まれているため、政府統計上は地方税収の比率が大きくなっている（2005年度構成比47.2%）が、実際には交付金・補助金のウェイトが大きい。

歳出は、目的別の統計が不十分ではあるが、州はインフラ、教育、職業訓練、県は社会福祉、インフラ、教育、市町村は教育、一般行政サービスの順に主要な支出としている（石田2006）。

### ④スウェーデン

歳入は、地方税収の比率が非常に大きい（県2003年70.0%、市町村2004年64.2%）。これは県の中心的役割である医療の給付が県税によって賄われていることなどによる。

歳出は、県が医療、市町村が社会ケア（高齢者・障害者・児童・家族）や教育を中心的な役割として提供している。

### ⑤ドイツ

歳入は、州・地方税収の比率が高い（2003年56.6%）が、これは連邦を構成する州の比率の高さ（71.3%）によるものである。

歳出は、教育、社会保障などのほか、比較的幅広い分野に対する支出が行なわれている。

### ⑥アメリカ

アメリカも歳入は、州・地方税収の比率が比較的高い（2007年41.6%）。連邦政府からの一般交付金は存在せず、特定補助金のみである。また、地方政府に対する交付金・補助金は、その多くが州からのものである。

歳出は、州では教育、公共福祉、社会保険信託支出、道路の順でシェアが大きく、地方政府は教育、インフラ運営、環境・住宅、警察、道路の順にシェアが大きい。

### ⑦カナダ

歳入は、州・地方税の比率がかなり高い（2008年60.2%）が、これは医療費を州税で徴収していることの影響が大きい。

歳出は、州では保健、教育、社会福祉の順、地方政府では運輸・通信、環境、治安維持、福利・文化、社会福祉の順にウェイトが大きくなっている。

## Ⅲ. 地方税制の国際比較

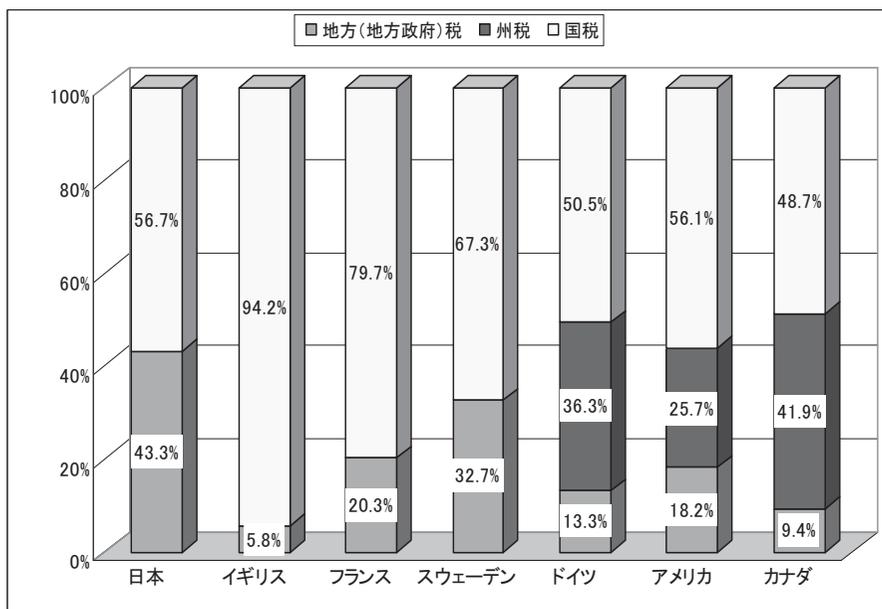
### Ⅲ-1. 税収シェアの国際比較

各国の全ての税収のうち、州・地方税が占めるシェアを見る（図3）。

連邦制のドイツ、アメリカ、カナダでは州の権限が大きく、州・地方税のシェアは4割から5割を若干超える比率になっている。但し州を除く地方政府の税収シェアは非常に低い。

他方、単一国家であるイギリス、フランスは地方税の比率が非常に低い。日本とスウェーデンは地方税のシェアが大きいですが、スウェーデンは国税も地方税も規模が大きく、全体としての租税負担率も高いのに対し、日本は全体としての租税負担率が低く、国税の負担が他国よりも低い結果としてこのような比率になっている。

(図3) 全税収に占める州・地方税収のシェア (2007年)



(出所) Revenue Statistics (OECD)

### Ⅲ-2. 税収構造の国際比較

#### Ⅲ-2-1. 各国の課税ベース

各国の全ての税収の合計を100%として、まず国税、州税、地方税に分類し、続いてそれぞれを個人所得課税、法人所得課税、固定資産課税、相続・贈与課税、一般的消費課税、個別的消費課税、その他の7つのカテゴリーに分類する(図4)。ここから読み取れる各国の特質は次の通りである。

##### ①日本

日本は単一国家としては国税の負担(国民所得比13.9%)が低く、結果として地方税のウェイトが大きくなっている(国税56.7%, 地方税43.3%)。

地方税の課税ベースをみると、個人所得課税、法人所得課税、一般的消費課税、個別的消費課税のカテゴリーで国と重複しており、固定資産課税が地方自治体のみの課税となっている(他方、相続・贈与課税は国のみが課税している)。

##### ②イギリス

イギリスは地方税のウェイトが極端に小さく(5.8%), 地方税目としては住居に対する固定資産税であるカウンシル税(Council Tax)しか存在しない。

以前は地方税として課税されていた事業用資産に対する固定資産税(事業用レート)は、有権者である地域住民に直接の負担を与えずに歳出を増加させることが可能である点などが問題視されて、1990年に国税化されている。

##### ③フランス

イギリス同様に地方税のウェイトは小さく(20.3%), 固定資産課税(住居税, 既建築地不動産税, 未建築地不動産税)が地方に割り当てられている。

なお従来、企業活動に対する地方税として主要な税目であった職業税は、支払給与部分の課税が1999年から2003年にかけて段階的に廃止され、2010年までには設備などの償却資産分についても課税が廃止されている(不動産の賃貸

価格及び付加価値の一定割合に対する課税のみが継続)。

#### ④スウェーデン

スウェーデンは日本同様に地方税のウェイトが大きい(37.7%)が、課税ベースは個人所得課税が100%となっている。地方個人所得税の税率は、自治体ごとに異なっているが、地方税の応益原則に配慮して一定税率が適用されている(所得再分配は主として国による累進課税によって行なわれている)。

#### ⑤ドイツ

連邦国家のドイツは、全税収に占める州・地方税のウェイトが5割を超えており、州税36.3%、市町村税13.3%のシェアとなっている。

個人所得課税と一般的消費課税については、連邦、州、市町村の共有税である所得税と付加価値税として課税されている。また、法人所得課税のうち連邦分と州分については、共有税である法人税で課税されており、課税ベースの重複が大きい。共有税は、連邦には所得税の42.5%、法人税の50%、付加価値税の約55%、州には所得税の42.5%、法人税の50%、付加価値税の約43%、市町村には所得税の15%と付加価値税の約20%が配分されている。

他に、連邦は個別的消費課税、州は相続・贈与課税、市町村は固定資産税と営業税(営業利益に対する課税)を課しており、課税ベースの分散がみられる。市町村の営業税は税源の偏在の大きさが問題視され、1970年以降の改革で課税が縮小されてきており、共有税である所得税や付加価値税の分配により財源補填された経緯がある。

#### ⑥アメリカ

アメリカは連邦国家であるが、連邦政府のウェイトが56.1%とドイツやカナダよりも大き

く、州・地方政府のウェイトは43.9%となっており、日本の国・地方の比率に近い。

課税ベースは、連邦では個人所得課税と法人所得課税、州では一般的消費課税、地方政府では固定資産課税が中心になっている。ただし州は広範な課税権を有し、ほとんど全てのカテゴリーを課税ベースとして課税している。

#### ⑦カナダ

カナダも連邦国家であり、全税収に占める連邦政府のシェアは48.7%、州政府は41.9%、市町村は9.4%となっている。

カナダでもアメリカ同様に、州は広範な課税権を有している。地方政府はアメリカ以上に固定資産税などの資産課税のウェイトが高い。

### Ⅲ-2-2. 課税ベースの特質からみた各国の州・地方税

課税ベースの種類別の特質は、渡部・近藤(2002)で詳細に論じられており、各国の税収構成のタイプも変わっていないため、ここではそのポイントを紹介する。

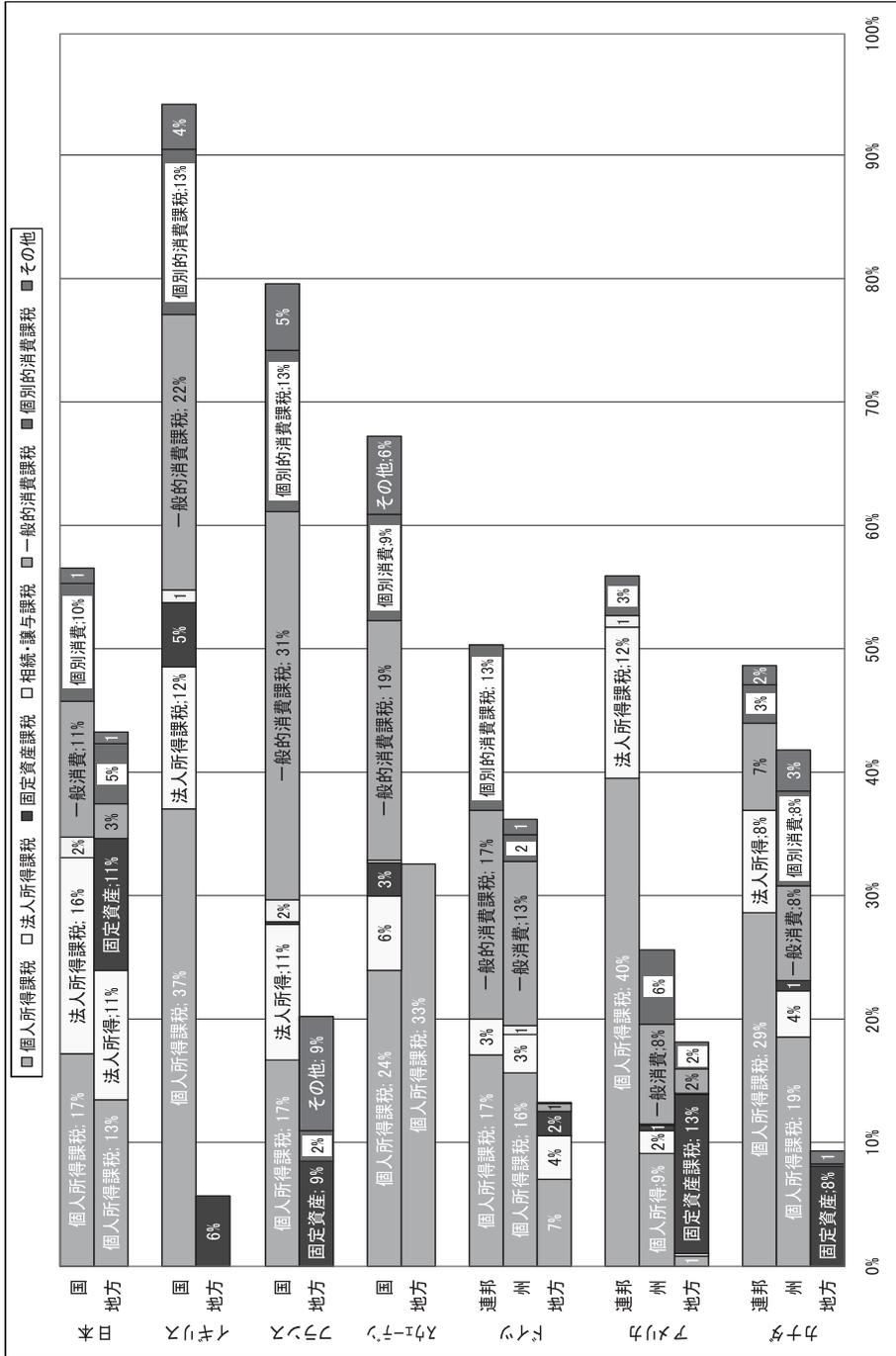
各国の州・地方税を分類すると、

- ①資産課税中心型 = イギリス、フランス、アメリカ(地方政府)、カナダ(地方政府)、
  - ②個人所得課税中心型 = スウェーデン<sup>6)</sup>、ドイツ(市町村)、
  - ③個人所得課税+消費課税中心型 = 連邦制国家の州、
  - ④その他 = 日本
- の4つのタイプがある。

このうちイギリスとスウェーデンは、地方税として単一の税目しか持たない、極端に課税ベースを集中させている国である。両国に共通する特徴は、地方の財政収支を税率の調整で均衡させる仕組みが導入されているのにもかかわらず、税率変更をどの税目で行うかの利害対立が生じないという点である。また、課税ベースを分散させている国に比べて、納税者にとって理

6) 渡部・近藤(2002)は、ノルウェー、フィンランド、デンマークなど他の北欧諸国も個人所得課税中心型であり、同型が少数ではないことに言及している。

(図4) 国・州・地方の税収構造 (2007年)



(出所) Revenue Statistics (OECD)

解しやすいというメリットも指摘されている。ただし、税収変動リスクの小さい課税ベースを採用する必要がある。

税収変動リスクが小さいという点では資産課税が優れているが、経済成長に応じた税収の伸張性に乏しいという短所も指摘されている。

同じく個人所得課税も税収変動リスクは小さいが、国の経済政策と両立させるため、スウェーデンの地方所得税部分の一定税率や、ドイツにおける共有税の採用などの方法が採用されている。

法人所得課税は、税収の景気変動による影響が非常に大きく、税源の地理的な遍在も著しい。このため、日本とドイツ（市町村）を除く諸国では、州・地方税としての課税の比重は小さい。

付加価値税は、広大な面積を有する自治体を前提としない限り、州・地方独自の税率設定が困難であり、課税自主権や地方税の納税意識という観点からの問題がある。

### Ⅲ－3. 課税自主権の国際比較

#### ①税目創設権と税率設定権

広範な課税自主権のあるアメリカ、カナダを除くと、地方自治体の税目創設権が認められているのは日本、ドイツ（市町村）、スウェーデンの3カ国である。しかし、徴税コストの割に大規模な税収が見込めないことなどから、スウェーデンにおいてはこれを行使せず、日本、ドイツにおいても金額的にわずかなものにとどまっている。

諸外国においては、税率設定権のほうが重視されており、日本以外の各国（イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデン等）では主要税目に比較的大きな格差が存在している（渡部・近

藤（2002）は、イギリスの2000年のカウンシル税の格差は3.13倍、ドイツの2000年の営業税の格差は1.64倍、フランスの1999年の既建築地不動産税の格差は2.28倍、スウェーデンの1999年の市町村個人所得税の格差は1.49倍などと算定しており、全ての税目で1.30倍以内にとどまる我が国とは大きく異なることを指摘している）。

#### ②アメリカ

アメリカの州では、売上税、個人所得税、法人所得税、資産税などが主要税目となっているが、個人所得税、法人所得税は必ずしも全州で課税されている訳ではなく、課税されている州でも課税標準や累進段階などが異なっており、税率のみを採り上げた単純比較はできない。

しかし2009年の税率格差を参考までにみると、売上税は4.8倍（最高9.6%～最低2.0%、以下同様）、個人所得税は3.7倍（11.0%～3.0%）、法人所得税は38.4倍（9.99%～0.26%）、資産税は2.5倍（7.16%～2.90%）となっている<sup>7)</sup>。また、個人所得税が課税されない州は6州、単一税率を採っている州は9州、法人所得税が課税されない州は5州、単一税率を採っている州は30州ある<sup>8)</sup>。

一方、地方政府については資産税、売上税、個人所得税などが主要税目になっており、州により税率に上限を設けているところもあるが、基本的には地方政府が任意に設定できるようになっている。一般に所要税収から税率を決定する地方政府が多く、税率は多様である。

アメリカでは地方政府ごとに州から授権する業務分掌が異なっており、単純な税率での比較はできないが、参考までに比較してみると、資

7) 累進課税方式を採る個人所得税、法人所得税は、最高税率、最低税率ともに、最も高い税率が適用される場合の税率を比較。

8) 数値は全て2009年。各々の税目の税率最高の州、最低の州は、売上税はニューハンプシャー州、ワシントン州、個人所得税はペンシルバニア州、オハイオ州、資産税はニューメキシコ州、ニュージャージー州。また、個人所得税非課税集は6州（アラスカ州、フロリダ州、ネバダ州、サウスダコタ州、ワシントン州、ワイオミング州）、法人所得非課税州は5州（ネバダ州、サウスダコタ州、テキサス州、ワシントン州、ワイオミング州）。

産税で住民1人当たりの平均税額の差は9.8倍（最高2484ドル、最低254ドル）に達する<sup>9)</sup>。

以上のように、アメリカでは州・地方政府ともに独自の強い制度を採用していることから、どの地域に住むかによって税負担が大きく異なってくる。住民1人当たりの州・地方税額には、2.3倍（最大6610ドル、最低2871ドル）の差が存在する<sup>10)</sup>。

#### ⑦カナダ

カナダは、アメリカと同様に税体系や地方政府の組織が州によって異なっており、税率による単純な比較が困難な国である。法人所得税や売上税は課税標準の算出方法が異なっており、ケベック州を除く州の個人所得税のみが一応の税率比較を行える。2009年の個人所得税率は最高のノバスコシア州が17.5%、最低のアルバータ州が10.0%となっている<sup>11)</sup>。しかし多くの州

で所得区分に応じて付加税が加算されることから、一概に課税の軽重は判断できない。

地方政府の課す固定資産税についても一概に税率比較はできないが、ほとんどの地方政府は、歳出予算から計算された必要税収額を基に税率を逆算しており、地方政府ごとに毎期異なる税率で課税されている。

渡部・近藤（2002）は、日本とドイツの州を除き基本的に存在する税率格差について、納税者と選挙民が一致することを意識しながら税率水準が定められることから、行政の効率性を監視する機能が発揮され、費用対効果を考えた歳出が行われることが期待されているとする。他方、非裁量的な要因による税率格差が生じることに対しては、税源の遍在が少ない税目を採用するとともに、測定が難しいが交付金による調整も行なわれていることも指摘している。

## IV. 財政調整制度の国際比較

財政調整制度の国際比較については、財務総合政策研究所のディスカッション・ペーパー「財政調整制度と地方自治体の財政規律に関する国際比較」平川伸一・和佐健介・加藤千鶴・御園一・龍岡資隆・大森真人・渡部大・高畑純一郎・片岡拓也（2009）において詳しく議論しているため、この節ではその結論的な内容のみを簡潔に紹介する。

### IV-1. 各国の一般交付金制度

国から地方への財源移転は、用途を特定しない一般交付金と、用途を特定した特定補助金とに分けられる。一般に、特定補助金は、特定の事業の実事業費等を考慮して交付されるもので

あり、地方自治体の財政力を調整するという視点から交付されるものではない。他方、一般交付金は、特定の事業費の多寡ではなく、各自治体の財政力等を考慮して、機械的な基準に従って各自治体に分配されるものであり、財政調整の役割を担っており、アメリカのようにこのような調整制度が存在しない国もある。

#### ①日本の財政調整制度の特徴（図5、図6）

- ・一般交付金は、地方交付税（普通交付税）が主体。
- ・普通交付税は、歳入歳出差額補填方式（基準財政需要－基準財政収入）を採用。
- ・財政力のある自治体からの資金の拠出はない

9) 最高の州はニュージャージー州、最低の州はアーカンソー州。2007年の数値。

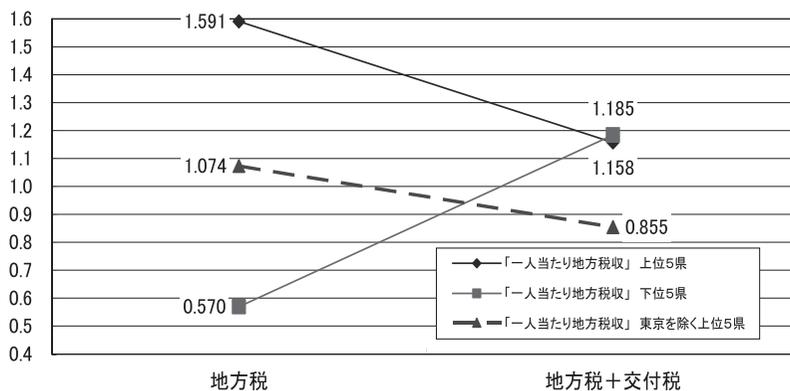
10) 最大の州はニュージャージー州、最低の州はアラスカ州。Tax Foundationによる2008年の数値。

11) 個人所得税は累進課税方式であり、最も高い税率が適用される場合の税率を比較。

（水平調整はない）。り歳入が、交付金により逆転する。

・低税収の自治体と高税収の自治体の一人当た

（図5）日本：都道府県の財政調整状況（2007年度）



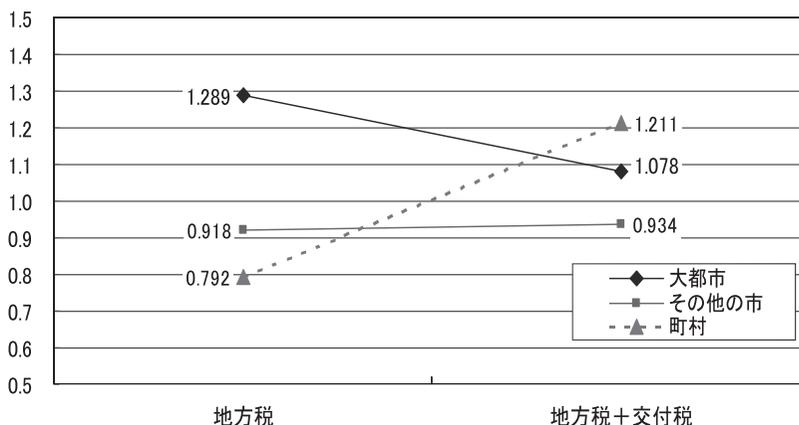
（注1） 全都道府県平均（加重平均）を1とした。

（注2） 各都道府県の「一人当たり地方税収」は、「平成19年度都道府県別決算状況調」（総務省）による地方税収から、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡取得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金として市町村に交付する額（東京都については、特別区財政調整交付金として特別区に交付する額を含む）を控除した額を、2008年3月31日現在の各都道府県の住民基本台帳人口で除したものの。

（注3） 交付税は、普通交付税のみである。

（注4） 「一人当たり税収」上位6県＝東京都、愛知県、静岡県、大阪府、福井県、栃木県  
「一人当たり税収下位」5県＝沖縄県、長崎県、高知県、鹿児島県、宮崎県

（図6）日本：市町村の財政調整状況（2007年度）



（注1） 全市町村平均（加重平均）を1とした。

（注2） 大都市＝札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、特別区、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市

（注3） 各区分の一人当たり地方税収は、「平成19年度市町村別決算状況調」（総務省）による当該区分の地方税収に、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡取得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金として都道府県から交付される額（東京都については、特別区財政調整交付金として特別区に交付される額を含む）を加算した額を、2008年3月31日現在の当該区分に属する市町村の住民基本台帳人口の和で除したものの。

（注4） 交付税は、普通交付税のみである。

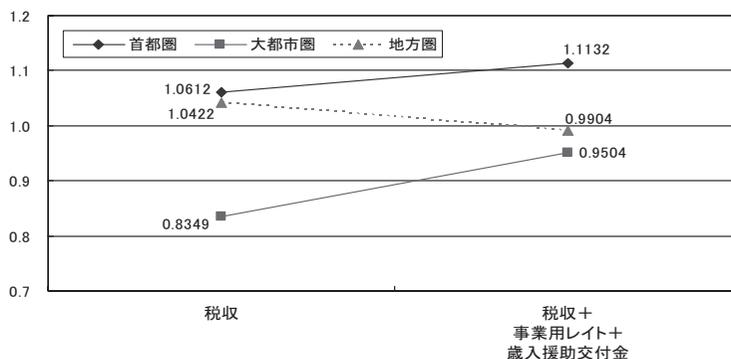
②イギリスの財政調整制度の特徴（図7）

- ・主な一般交付金は、事業用レイト（事業用資産に対する固定資産税）及び歳入援助交付金。
- ・事業用レイト及び歳入援助交付金の合計額を、行政需要、財源不足額、人口比などを考慮した算定式により配分。高い人件費等を考慮し、首都圏及び大都市圏に重点配分。
- ・水平調整制度はない。

③フランスの財政調整制度の特徴（図8）

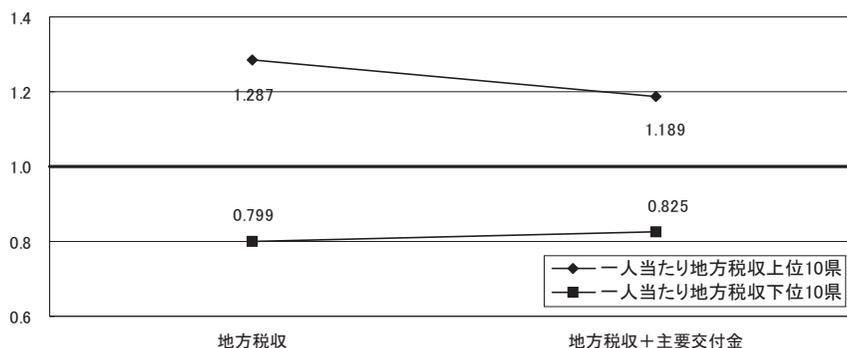
- ・多数の一般交付金が存在（かつての地方税を交付金化して創設した経常総合交付金のシェアが過半を占める）。
- ・交付総額はマクロ経済指標に連動するものを中心。
- ・分配指標は多様。財政力の考慮が一部にあり。
- ・歳入均等化の効果は限定的。

（図7）イギリス（イングランド地方）の財政調整状況（2007年度）



（注）全国の平均を1とする。（資料）DCLG, Local Government Financial Statistics England No.19 2009

（図8）フランスの財政調整状況（2008年）



（注1）全自治体の平均を1とする。

（注2）主要交付金 = 経常総合交付金 + 付加価値税補償基金 + 地方分権総合交付金。

（出典）Fiche de situation financière（2008）から試算。

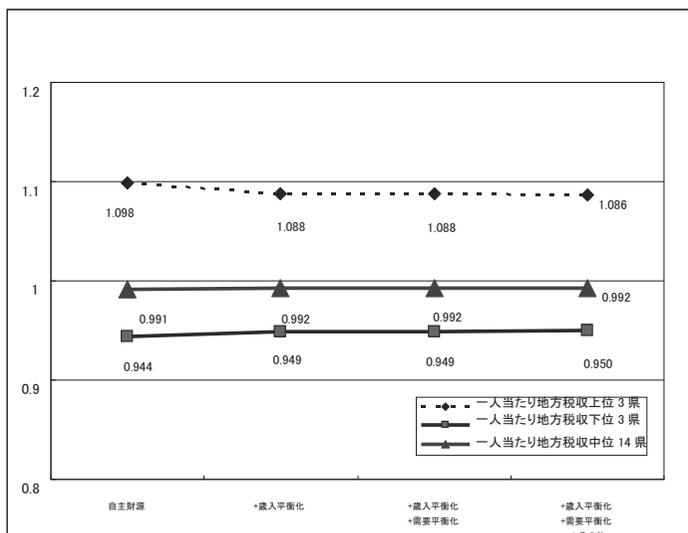
④スウェーデンの財政調整制度の特徴（図 9，図 10）

- ・ 歳入の均等化（1 人当たり課税所得の平均を考慮），需要の均等化（高齢化人口比率や過疎化等による構造的なコスト要因の差異を考慮）がそれぞれ別途になされる。
- ・ 歳入平衡化要素や歳出平衡化要素の一部にお

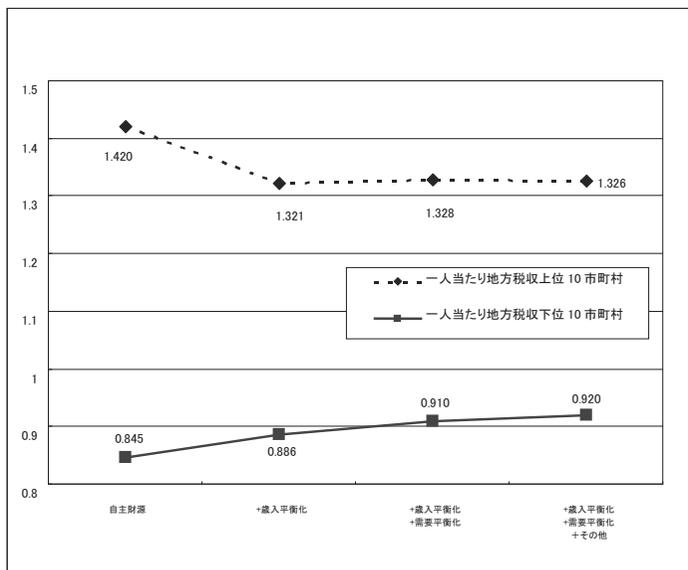
いて，水平調整が行なわれている。

- ・ 2005 年の改革（水平的調整と垂直的調整の並存から，主に国が垂直的な調整を行う仕組みに改革）による影響を緩和するために交付金の仕組みがある。
- ・ 歳入均等化効果は限定的。

（図 9）スウェーデンの財政調整状況：県（平均税率ベース：2008 年）



（図 10）スウェーデンの財政調整状況：市町村（平均税率ベース：2008 年）



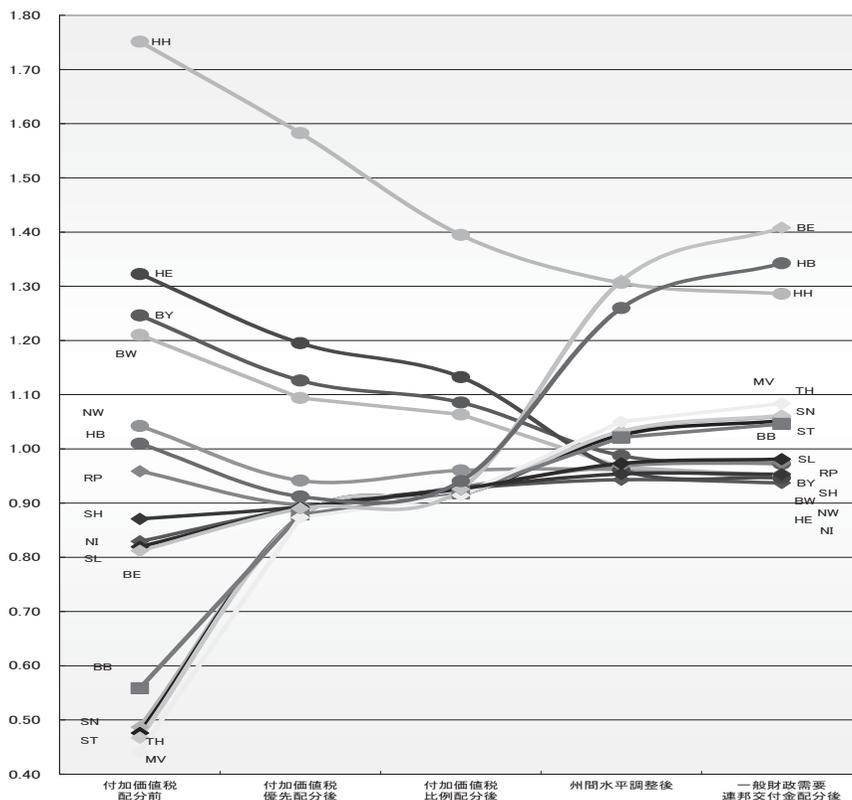
⑤ドイツの財政調整制度の特徴（図 11）

- ・国庫からの交付金以外に、州間で財政力を調整する水平調整制度がある。
- ・共有税である付加価値税の配分に財政調整的要素がある。
- ・①付加価値税の配分、②州相互間での水平調整、③連邦からの交付金の3段階での調整で

ある。

- ・住民1人当たりの財政力の均等化を原則としている。人口比例の税源配分を基本とした財政調整である（過疎や過密に応じた人口数の補正はある）。
- ・特に都市州に手厚い配分がなされている。

（図 11）ドイツ：財政調整過程における格差の推移



(注) 州名の略語 NW: ノルドライン＝ウェストファーレン SH: シュレスヴィヒ＝ホルスタイン  
 BY: バイエルン TH: テューリンゲン  
 BW: バーデン＝ヴェルデンベルク BB: ブランデンブルグ  
 NI: ニーダーザクセン MV: メクレンブルグ＝フォアポンメルン  
 HE: ヘッセン SL: ザールランド  
 SN: ザクセン BE: ベルリン  
 RP: ラインラント＝プファルツ HH: ハンブルグ  
 ST: ザクセン＝アンハルト HB: プレーメン

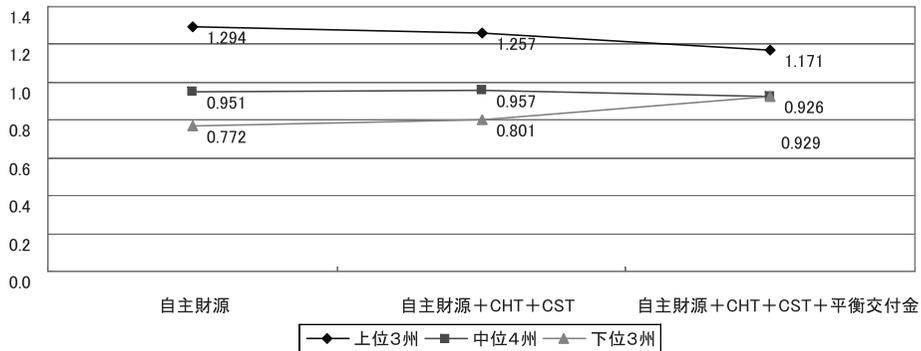
(資料) ドイツ連邦財務省 (2009c) をもとに作成

⑥アメリカの特徴

- ・アメリカには州間の財政力を調整する制度はない (1980 年を最後に廃止)。

- ・1人当たり州税収の格差は大。これらは各州の自助努力で対処。

(図12) カナダ10州の財政調整状況 (2007～2008年)



(注) 10州平均を1としている。上位3州は、ニューファンドランド・ラブラドール州、アルバータ州、サスカチュワ州。中位4州は、プリティッシュ・コロンビア州、マニトバ州、ケベック州、オンタリオ州。下位3州は、ニューブランズウィック州、ノバスコシア州、プリンス・エドワード・アイランド州。

⑦カナダの財政調整制度の特徴 (図12)

- ・交付金は、平衡交付金、医療交付金、社会福祉交付金。
- ・医療福祉交付金と社会福祉交付金は人口按分。
- ・平衡交付金は、カナダ全10州平均の財政力平均値まで交付する歳入均等化型。
- ・水平調整がないため、豊かな州とそれ以外の格差は残置。

と歳出の差額を補填する方式（歳入歳出差額補填方式）との2パターンが存在があり、他の調整方法との併用により、

- ③人口按分型：住民1人当たり同額を交付する方法（人口按分方式）による調整も行なわれている。

Ⅳ-2. 財政調整制度の考察

Ⅳ-2-1. 交付金制度の類型

各国の交付金制度を財源の拠出方法からみると、

- ①全てを国庫資金で賄う方法（垂直調整特化型）：日本、イギリス、カナダ、フランス、
- ②一部を富裕自治体の拠出金で賄う方法（水平調整併用型）：スウェーデン、ドイツ、の2つに分類できる。  
また個々の自治体への配分方法からみれば、主として
- ①歳入均等化型：住民1人当たりの歳入が少ない自治体に一定水準まで交付する歳入を均等化する方式、
- ②需要考慮型：歳入格差と需要格差の両面から均等化する方法（2段階調整方式）と、歳入

Ⅳ-2-2. 水平調整制度

スウェーデンやドイツで行われている水平調整の制度は、地方が高い自主財源比率を有する場合に発生する財政格差を、自主財源比率を維持したままで解消することができる制度である。財政均等化の水準の設定次第では、富裕自治体と貧困自治体との利害対立が発生する可能性はあるが、自治体相互間での効率化へのチェック機能が働くというメリットが期待できる。

しかし、受益と負担の乖離が発生することから、自治体間の地方税率に格差がある場合などには問題が発生する可能性がある（スウェーデンでは交付金の算定上、平均税率を用いることでこの問題を解消している）。また国によっては、地域住民にサービスを提供するために地方自治体に課税権を認めるとの考え方から、違憲の問題が提起されているところもある。

結局のところ、名目的な自主財源比率の水準という考え方にとらわれないとすれば、地方税

として徴収した税収を国に拠出し、それを財政調整に用いること（水平調整）と、はじめから国税として徴収して財政調整に用いること（垂直調整）との間に差はなく、垂直調整のほうが制度上明確とも考えられる。

#### Ⅳ－２－３．交付金の配分方法

##### ①歳入均等化型

歳入均等化型交付金は、ドイツ、カナダで採用されている方式であり、財政力の乏しい州の1人当たり歳入を一定水準まで引き上げるために必要な額を交付するものである。歳入均等化の効果は、調整の基準とする標準収入に含める収入の範囲や歳入均等化の水準の設定などに依存する。

この方式の問題点は、第1に、自治体の増収インセンティブをそいでしまうことである。第2に、1人当たりの歳入を均等化させたとしても、行政需要の格差が考慮されていない限り、自治体の財政力が均等化されているとは限らない点が挙げられる。後者について、ドイツでは復興需要が大きい旧東ドイツ5州及びベルリン州、カナダでは極寒地域に属する準州3州に対し、別枠で交付金が支給されている。特定補助金の増額で対処することも考えられるが、地方の自主性を損ねるといった批判を受けやすい。

##### ②需要考慮型

これに対し、需要考慮型の配分方法は理論的

には優れているが、実際の配分額の算出には様々な問題が指摘されている。

まず日本で採用されている歳入歳出差額補填方式であるが、標準収入、標準支出の算定を定式化して決定することは容易でない。このため厳密性と簡素性が両立した明示的な基準をつくるのが困難であり、中立性や透明性を確保するのが難しい。また、標準支出の増額が交付金の増額につながることから、標準支出が膨張する危険性が高いということも指摘できる。

歳入均等化要素と需要要素をそれぞれに均等化する2段階調整方式は、スウェーデンとイギリスで導入されているが、歳入不足分としての交付額と、高需要による交付額が明示的に区分可能となっており透明性は高い。ただし水平調整がない場合、一方の要素のみで交付を受けた金額について不必要な資金の交付である可能性がある。この超過配分を防ごうとすると計算過程が複雑になってくる。しかしイギリスで、全ての配分方法を経験した上でこの方式が採られていることは注目に値する。

##### ③人口按分型

人口按分型交付金が他の方式と併用されるのは、客観的で理解が容易という側面はあるものの、歳入均等化効果が、地方歳入に占める地方税の割合などに依存することや、裕福な自治体にも交付金が支給されることで限定的となるためである。

## V．地方自治体の財政規律の国際比較<sup>12)</sup>

アメリカでは州レベルで財政規律を維持する内容の州憲法を制定するなどの例が多いが、他の国では一般交付金によって自治体間の財政力を調整する一方で、地方債発行に関し何らかの

コントロールを行なっている国が多い。これは、地方の歳出が増えることは、すなわち国民負担の増加につながるものであり、政府全体として、国民負担抑制の観点から、地方歳出をコントロ

12) この節についても「財政調整制度と地方自治体の財政規律に関する国際比較」平川伸一・和佐健介・加藤千鶴・御園一・龍岡資隆・大森真人・渡部大・高畑純一郎・片岡拓也（2009）をベースにしている。

ールする仕組みが必要不可欠とされているためと考えられる。

## V-1. 地方歳出のコントロール

### ①日本

毎年度の予算編成を受けて国が地方財政計画を策定し、総体としての地方歳出を見積っている。地方財政計画は地方団体の財政運営のガイドラインとなるものであるが、個々の地方団体の歳出を直接拘束するものではない。地方財政計画には地方団体が標準的な行政水準を達成するために必要と考えられる経費が計上されており、地方税等の自主財源によってまかなえない分は、国が地方交付税等により財源保障する仕組みとなっている。マクロの地方交付税の総額は毎年度の国の予算により定められるが、総体としての地方の歳出が地方税等の歳入を上回る場合、地方交付税総額の調整によって最終的に財源不足が補てんされるため、マクロのレベルでも、地方歳出に対する制度的な規律は限定的なものとなっている。

### ②イギリス

公債発行（長期借入）を制限するゴールデン・ルール（後述）の下で、経常的支出のために各自治体の責任で決めることのできる自主財源は、唯一の地方税であるカウンシル税の税率のみであるが、同税が収入に占める比率は16%（2007年）程度に過ぎない。加えて、カウンシル税の自治体間の税率格差は2倍程度（2008年）もあり、その水準の決定は、支出の優先順位の決定とともに地域住民の意向を無視できない性質があることから、おのずから制約が存在することになる。

### ③フランス

地方債収入も含めた単年度の収支均衡という地方自治体一般法典に定められたルールの下で、地方債発行に対する制約が地方歳出全体の制約につながる仕組みとなっている。このルールの実行は、各県単位で全国に配置されている

国の代表の地方長官（*préfet*）により監督されている。

### ④スウェーデン

「地方自治体は良好な財政状況を維持しなければならない」との憲法の規定に基づき、均衡予算原則（借入れは資本的支出の範囲内に限る）と、均衡予算を達成できない場合には3年以内に均衡を回復させる、というガイドラインが作成されている。

### ⑤ドイツ

基本法（憲法）の2009年改正により、2020年以降、各州は自然災害などの緊急事態を除き、公債発行が認められないことになった。これに向け、各州の毎年の財政赤字削減目標が定められるようになっており、連邦と州との合同の委員会による監視が行われることとなった。

### ⑥アメリカ

連邦による規定はないが、各州は州憲法や州法によって以下のような抑制の仕組みを定めている。

- ・収入制限：個人所得、物価、人口といった指標に毎年の収入予算の伸び率を制限。
- ・支出制限：個人所得等の指標により支出予算の伸び率を制限。
- ・収入見通しの一定額に予算の伸び率を制限。
- ・上記タイプを組み合わせる規定。

### ⑦カナダ

連邦による規定はないが、1990年代半ば以降、大半の州で財政収支の規律に関する規定が導入されるようになってきている。

## V-2. 地方債発行のコントロール

### ①日本

地方債の発行については、総務大臣（都道府県及び政令市の場合）又は都道府県知事（市町村の場合）との協議が必要とされている。都道府県知事が協議に同意する際には総務大臣との

協議が必要とされていることから、すべての地方団体の起債について、国（総務大臣）の関与が及ぶことになる。地方債の発行対象経費は地方財政法に規定されており、原則として公共事業等に限られている。また、地方債の発行額についても、国は、地方財政計画と共に定める地方債計画に基づいて、発行枠を各地方団体に割り振り、地方債同意の運用基準としている。

2005年度までは起債には国の許可が必要であったが、2006年度からは同意制に改められ、国の同意を得なくても地方団体は起債を行うことが可能になっている。しかし、国の同意を得た起債については、元利償還金の全部または一部が国費（地方交付税）により措置される等の利点があるため、事実上、地方団体は国の同意の範囲内でのみ起債を行なう強いインセンティブを有している。

## ②イギリス

地方自治体の借入れについて、国全体の経済環境に応じて制限する権限を国が留保しているものの、原則として国の許可は不要である。

しかし、1998年以降、地方自治体を含めた公的部門全体を対象とする2つの財政規律が存在する。ゴールデン・ルール（景気の循環の1期間を通じて、公的部門の借入れを投資目的に限定。公債発行額は純投資額（粗投資額－原価償却額）を超えてはならない）と、サステナビリティ・ルール（景気循環の1期間を通じて、公的純債務残高を対GDP比で安定的かつ慎重なレベル（40%以下に保つ））であり、このゴールデン・ルールにより、地方自治体の長期の借入れは資本支出目的に限定されており、経常支出目的の借入れはできない。

## ③フランス

地方債の起債は投資部門に限定されており、地方債収入を経常部門に充てることは禁止されている。利払い費は経常部門に計上されることが定められている。また、他の地方自治体からの借入れも原則禁止されている。

## ④スウェーデン

地方自治体の借入れは自由であり、赤字ファイナンスも禁止されていないが、「地方自治体は良好な財政状況を維持しなければならない」という憲法の規定に基づくガイドラインが、均衡予算原則（借入れは資本的支出の範囲内に限る）と、均衡予算を達成できない場合には3年以内に均衡を回復させることを求めている。

## ⑤ドイツ

既述の通り、基本法（憲法）の2009年改正により、2020年以降、各州は自然災害などの緊急事態を除き、公債発行が認められないことが定められている。

## ⑥アメリカ

州憲法や州法に起債制限が盛り込まれている州が多い。起債制限の形式には、具体的な上限額を定めるもの、州の一般収入または収入予算、あるいは財産税の課税対象評価額の一定割合に制限がある。また、州内の地方政府に対して同様の規制を州法で規定している州や、許可制度を採用している州もある。

連邦は州や地方政府の債券発行に関する規制は行っていない。

## ⑦カナダ

州は完全な起債権限を有しているが、州債の信用力を高めるために、財政収支の規律に関する規定を導入している州が大半である。準州の起債には、連邦による総額規制が行われている。

地方政府の起債等を規制する権限は州政府が有しており、量的な制限や許可形式等が採用されている。

## V-3. EUの安定・成長協定と地方自治体の財政規律

EUのマーストリヒト条約では、地方自治体を含む一般政府の財政収支を対GDP比で▲3.0%以下に抑えること、一般政府の債務残高を対GDP比で60%以内に抑えることが求められて

いる。景気後退などによる一時的な逸脱は容認されるものの、過剰な財政赤字の是正期限が設定されるなどの手続きを経て、最終的に基準を満たせなかった場合にはペナルティが課されることになっている。

最近では、2008年から2009年の世界的な経済危機の影響を受けて、多くの国で財政状況が大幅に悪化している。イギリス、フランス、スウェーデン、ドイツの4か国は、2010年1月に安定化プログラムを提出、3月のEU委員会による分析・評価を経て、4月のEU理事会で意見が採択されている。これによれば、

①イギリスは、一般政府の財政赤字が2009-10年度にGDP比12.7%にまで拡大しており、2014-15年度においても過剰な赤字が残る見通しである。同年度には3%以下まで抑制で

きるように、中期的な財政再建のペースを強めるべきである。

②フランスは、2013年度にGDP比3%まで赤字を抑制する方針であるが、そのための具体的な財政再建策が定められておらず、着実な実施が課題となっている。

③スウェーデンは、拡張的な政策の継続により、2010年度はGDP比3.4%の財政赤字が見込まれるが、2011年度以降は改善する見込みである。

④ドイツは、2010年度GDP比5.5%の財政赤字が見込まれており、2013年度までに過剰な財政赤字を解消する具体的な取組みが求められている。

などと説明や勧告がなされている。

## VI. 終りに

これまで見てきた国際比較による特徴的な点を要約すると以下の通りである。

①多くの国で、州・地方政府は、州・地方税を主要な財源として、教育や福祉関係の歳出を行っている（現金給付は連邦や州政府、現物給付は州・地方政府という役割分担が多い）。我が国は、国民負担に占める地方税の比率は相対的に高いものの、一般交付金や特定補助金を含めた地方歳入に占める地方税の比率は低く、一般交付金や特定補助金を原資に、土木、農林水産、商業、工鉱業などの歳出を行っている傾向が強い。

②日本を例外として、単一制国家では、国・地方の課税ベースの重複は少ない。連邦制国家では、連邦と州の課税ベースの重複は多いが、連邦・州と市町村等との課税ベースの重複は少ない。日本を例外として、多くの国で自治体間の税率格差は大きく、地方自治体が

自らの裁量で財源を調達し、自らの歳出に対して責任持つという、自治体の行政サービスの質とそれに対する住民の評価をつなげる機能を有していることが考えられる。

③アメリカを除き、財政調整制度を通じて財政力の格差を縮小する仕組みが存在する。しかし、住民一人当たりの歳入を大幅に逆転するような調整を行っているのは日本と、ドイツにおけるベルリンなどの都市州に対する調整しかない。

④多くの国で、国民負担抑制の観点から、政府全体としての地方歳出をコントロールする仕組みが存在する。日本では地方債発行のコントロールの仕組みなどは存在するが、地方交付税等により財源保障する仕組みのなかで、地方歳出に対する制度的な規律は限定的なものとなっている。

## 参 考 文 献

### <各国共通>

- ・財務総合政策研究所（柴田啓司・近藤賢治・大和田雅英・美作達朗・江南喜成）（2001）『主要国の地方財政制度（イギリス・ドイツ・フランス・アメリカ）』
- ・財務総合政策研究所（渡部智之・近藤賢治）（2002）『地方財政システムの国際比較』
- ・財務総合政策研究所（林正義・小黒一正・石田三成・砂原庸介・橋都友加子・森下昌浩・山崎由希子・工藤裕子・Jean François Tremblay）（2006）『主要諸外国における国と地方の財政役割の状況 報告書』（全3分冊）
- ・財務総合政策研究所（平川伸一・和佐健介・加藤千鶴・御園一・龍岡資隆・大森真人・渡部大・高畑純一郎・片岡拓也）（2009）「財政調整制度と地方自治体の財政規律に関する国際比較」（DP）
- ・財政制度等審議会（2007）『財政制度分科会海外調査報告書』
- ・同（2009）
- ・National Accounts, OECD
- ・Revenue Statistics, OECD

### <日本>

- ・総務省ホームページ <<http://www.soumu.go.jp/>>
- ・地方財務協会（2008）『平成20年度地方交付税制度解説』

### <イギリス>

- ・英国国家統計局ホームページ（UK National Statistics）  
<<http://www.statistics.gov.uk/hub/index.html>>
- ・英国コミュニティ・地方自治省ホームページ（Department for Communities Local Government: DCLG） <http://www.communities.gov.uk/corporate/>
- ・英国財務省ホームページ（HM TREASURY）

<<http://www.hm-treasury.gov.uk/>>

- ・兼村高文（2007）『英国（イングランド）の財政調整制度について』自治体国際化協会
- ・自治体国際化協会（1997）『自治体国際化フォーラム別冊 英国地方財政読本 改訂版』
- ・全国知事会 第4回新地方分権構想検討委員会（2006）配布資料「各国の特定補助金の概要」
- ・DCLG（2008）, *A guide to the Local Government Finance Settlement*
- ・DCLG（2008）, *Local Government Finance Council Taxes 2008/09*
- ・DCLG（2009）, *Local Government Financial Statistics England No.19 2009*
- ・DCLG（2009）, *Number of dwellings on valuation list at 29 March 2009*
- ・DCLG（2008）, *Statistical Release - COLLECTION RATES FOR COUNCIL TAX AND NON-DOMESTIC RATES IN ENGLAND 2007-08 -*
- ・DCLG（2007）, *Statistical Release - LEVELS OF COUNCIL TAX SET BY LOCAL AUTHORITIES IN ENGLAND 2007-08 -*
- ・DCLG（2008）, *Statistical Release - LOCAL AUTHORITY REVENUE EXPENDITURE AND FINANCING ENGLAND 2007-08 FINAL OUTTURN -*
- ・DCLG（2009）, *The Local Government Finance Report (England) 2009/2010*
- ・HM TREASURY（2007）, *2007 Pre-Budget Report and Comprehensive Spending Review*
- ・Local Government Association, *Provisional Local Government Finance Settlement for 2006/07 and 2007/08 Response by the Local Government Association*  
<<http://www.lgak/lga/aio/39596>>

＜フランス＞

- ・フランス内務省ホームページ  
<[http://www.interieur.gouv.fr/sections/a\\_1\\_interieur/collectivites-territoriales](http://www.interieur.gouv.fr/sections/a_1_interieur/collectivites-territoriales)>
- ・Fiche de situation financière des Départements 2008
- ・Les Collectivités locales en chiffres 2009

＜スウェーデン＞

- ・スウェーデン統計局ホームページ（Statistics Sweden）  
<[http://www.scb.se/default\\_2154.aspx](http://www.scb.se/default_2154.aspx)>
- ・星野泉（2006）『スウェーデンの地方財政と地方財政調整制度』自治体国際化協会 比較地方自治研究会（平成17年度）
- ・Ministry of Finance Sweden（2008）, *Local government financial equalization ~ Information about the equalization system for Swedish municipalities and county councils in 2008* ~
- ・Swedish Association of Local Authorities and Regions（2009）, *The Economy Report. ~ On Swedish Municipal and County Council Finances - May 2009* ~

＜ドイツ＞

- ・ドイツ連邦銀行（2009）, *Monthly Report (June 2009)*
- ・ドイツ連邦財務省（2009a）, *Finanzbericht 2009*
- ・ドイツ連邦財務省（2009b）, *The Federal Financial Equalisation System in Germany* <[http://www.bundesfinanzministerium.de/nm\\_4480/DE/BMF\\_\\_Startseite/Service/Downloads/Abt\\_\\_V/Der\\_20bundesstaatliche\\_20Finanzausgleich,templateId=raw,property=publicationFile.pdf](http://www.bundesfinanzministerium.de/nm_4480/DE/BMF__Startseite/Service/Downloads/Abt__V/Der_20bundesstaatliche_20Finanzausgleich,templateId=raw,property=publicationFile.pdf)> 2009年8月7日参照
- ・ドイツ連邦財務省（2009c）, *Vorläufige Abrechnung des Länderfinanzausgleichs für das Ausgleichsjahr 2008*  
<[http://www.bundesfinanzministerium.de/nm\\_4480/DE/Wirtschaft\\_\\_und\\_\\_Verwaltung/](http://www.bundesfinanzministerium.de/nm_4480/DE/Wirtschaft__und__Verwaltung/)

- [Finanz\\_\\_und\\_\\_Wirtschaftspolitik/Foederale\\_\\_Finanzbeziehungen/Laenderfinanzausgleich/vorl\\_20Abr\\_20LFA\\_202008,templateId=raw,property=publicationFile.pdf](http://www.bundesfinanzministerium.de/nm_4480/DE/Wirtschaft__und__Verwaltung/Finanz__und__Wirtschaftspolitik/Foederale__Finanzbeziehungen/Laenderfinanzausgleich/vorl_20Abr_20LFA_202008,templateId=raw,property=publicationFile.pdf)> 2009年8月7日参照
- ・ドイツ連邦財務省（2009d）, *Zusammenfassung der Abrechnungsergebnisse für die Jahre ab 1995*  
<[http://www.bundesfinanzministerium.de/nm\\_4480/DE/Wirtschaft\\_\\_und\\_\\_Verwaltung/Finanz\\_\\_und\\_\\_Wirtschaftspolitik/Foederale\\_\\_Finanzbeziehungen/Laenderfinanzausgleich/Zusammenfassung\\_20der\\_20Abrechnungsergebnisse\\_20f\\_C3\\_BCr\\_20die\\_20Jahre\\_20ab\\_201995,templateId=raw,property=publicationFile.pdf](http://www.bundesfinanzministerium.de/nm_4480/DE/Wirtschaft__und__Verwaltung/Finanz__und__Wirtschaftspolitik/Foederale__Finanzbeziehungen/Laenderfinanzausgleich/Zusammenfassung_20der_20Abrechnungsergebnisse_20f_C3_BCr_20die_20Jahre_20ab_201995,templateId=raw,property=publicationFile.pdf)> 2009年8月7日参照
- ・中村良広（2005）「ドイツ州間財政調整改革と「連邦国家秩序の現代化」」日本地方財政学会編著『分権型社会の制度設計』勁草書房
- ・半谷俊彦（2006）「ドイツにおける財政調整制度の現状について」比較地方自治研究会 自治体国際化協会編『比較地方自治研究会調査研究報告書・平成17年度』自治体国際化協会

＜アメリカ＞

- ・財団法人自治体国際化協会（2006）「米国地方債の概要とその活用事例」『CLAIR REPORT NUMBER 287』
- ・財団法人自治体国際化協会（2008）「米国における地方公共団体の財政再建制度～財政規律維持に関する制度と運用～」『CLAIR REPORT NUMBER 321』
- ・土居丈朗・林伴子・鈴木伸幸（2005）『地方債と地方財政規律－諸外国の教訓』
- ・Catalog of Federal Domestic Assistance  
<<https://www.cfda.gov/index?cck=1&au=&ck=>>
- ・National Association of State Budget Officers  
<<http://www.nasbo.org/>>
- ・National Association of State Budget Officers, *Budget Processes in the States Summer 2008*
- ・TAX FOUNDATION <<http://www.taxfoundation.org/taxdata/>>

- U.S.COURTS  
<<http://www.uscourts.gov/bankruptcycourts/bankruptcybasics/chapter9.html>>
- Statistics Canada <<http://www.statcan.gc.ca/start-debut-eng.html>>
- Canadian Tax Foundation<<http://www.ctf.ca/ctfweb/en/>>
- <カナダ>
- Department of Finance Canada <[http://www.fin.gc.ca/toc/2008/fit08\\_-eng.asp](http://www.fin.gc.ca/toc/2008/fit08_-eng.asp)>